

各務原市建設工事検査要領

(平成25年3月25日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び各務原市契約規則（昭和39年規則第9号。以下「契約規則」という。）の関係規定に基づき、各務原市が行う請負契約による建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「建設工事」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査員が工事請負契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う工事の完成部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 検査権者 契約事務を担当する部の長をいう。
- (3) 監督権者 工事を所管する部の長をいう。
- (4) 検査員 検査権者から当該工事の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) 検査立会員 検査権者から当該工事の検査立会を命ぜられた者をいう。
- (6) 監督員 監督権者から当該工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (7) 契約担当者 契約事務を担当した課の者をいう。
- (8) 受注者 契約規則により建設工事の請負契約を締結した契約の相手方をいう。
- (9) 設計図書 工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条第1項に定める設計図書をいう。

(検査の方法)

第3条 検査は建設工事の出来形を対象として工事請負契約書（以下「契約書」という。）、設計図書及び岐阜県建設工事検査基準等に基づいて行うものとする。

(検査の種類)

第4条 建設工事の検査の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 完成検査 工事の全部又は一部（設計図書において指定したものに限る。）が完成した場合に行う検査
- (2) 出来形検査
 - ア 建設工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等に確保した製品（監督員の検査（確認を含む。以下この号において同

じ。)を要するものにあつては検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。)の部分に対し、代価の一部を支払う場合に行う検査

イ 工事請負契約を解除した場合の出来形部分の検査

(3) 中間検査 建設工事の履行途中において検査権者が必要と認める場合に行う検査
(検査の期日)

第5条 検査は、契約書の規定により完成届又は出来形届書を受けた日から14日以内かつ契約の属する年度の末日(3月31日)までに行わなければならない。

(兼務の禁止)

第6条 検査員は、次の各号に掲げる場合を除いて建設工事の監督員を兼ねることはできない。

(1) 維持修繕に関する工事で施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な工事の検査

(2) 検査を行うために特別の技術を要するため監督員以外の職員により行うことが著しく困難な工事の検査

(検査の日時等の通知)

第7条 検査権者は、検査を実施しようとするときは、受注者に対して、あらかじめ検査の日時等必要な事項を通知するものとする。

(検査員の選定)

第8条 検査権者は、原則として各務原市行政組織規則(昭和46年8月31日規則第15号。以下「行政組織規則」という。)第23条第1項に規定する課長等及び参事以上の職にある職員のうちから毎年度当初に検査員を選定する。ただし、検査権者は、事業担当課の属する部の長が指名する同規則第28条に定める主幹の職にある職員も検査員に選定することができる。

(検査員の指定)

第9条 検査員の指定は、前条の職員のうちより検査ごとに命令書(様式第1号)により行う。

2 検査権者は、必要があると認めるときは2名以上の検査員を指定することができる。

この場合において、検査権者は、それぞれの検査員の権限の内容を明らかにしなければならない。

(検査員の職務、権限)

第10条 検査員は、検査に先立って建設工事の施工管理記録及び指示事項等を確認しなければならない。

- 2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。
- 3 検査員は、完成検査において出来形検査又は中間検査にて確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。
- 4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（様式第2号）で指示し、その完成を確認するものとする。

なお、上記の確認については修補完了確認報告書（様式第3号）により代えることができる。

- 5 検査員は、不合格の判定をした場合で、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、修補の命令（様式第4号）をしなければならない。

（検査立会員の指定）

第11条 検査権者は、契約担当者又は検査員と異なる課の職員でかつ管理職員等の範囲を定める規則（平成11年4月1日公平委員会規則第8号。）第2項に規定する職員を検査ごとに検査立会命令書（様式第5号）により検査立会員として指定する。ただし、検査権者が特別な事情があると認める場合においては、検査員と異なる課の職員でかつ行政組織規則第25条に定める係長以上の職にある職員を検査立会員に指定することができる。

- 2 契約金額が1,000万円以上の工事検査については、監督員は検査立会員を兼ねることができる。

（立会人等）

第12条 検査員は、前条で規定する検査立会員、建設工事の監督員及び受注者又はその代理人の立会いのもと検査を実施することとする。

（検査の準備）

第13条 監督員は、検査に際し、次に掲げるものを準備しておくものとする。

- （1）契約書、設計図書、施工管理記録その他契約履行の記録等検査に必要な書類
- （2）工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示
- （3）検査に必要な用具及び人員
- （4）その他検査員があらかじめ指示した事項

（検査結果報告書の作成）

第14条 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査結果報告書（様式第6号）を作成し検査権者に提出しなければならない。

(検査結果の通知、報告)

第15条 検査権者は、検査員からの検査結果報告書の受理後、速やかに建設工事の検査結果を受注者に対して通知（様式第7号）しなければならない。

2 検査権者は、検査結果が不合格のときは、工事を所管する部の関係課長及び契約担当課長に報告するものとする。

(再検査)

第16条 検査員は、受注者から修補改造完了届（様式第8号）を受けたときは再検査をしなければならない。

2 再検査は、第3条から第15条までの規定を準用する。

(検査調書の指定)

第17条 契約規則第39条に規定する検査調書は様式第9号とする。

(工事成績評定)

第18条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める各務原市建設工事成績評定要領に基づき工事成績評定をするものとする。

(検査の委託)

第19条 特に専門的な知識又は技能を必要とするものその他必要と認められる場合は、市の職員以外の者に検査を委託することができる。

(適用除外)

第20条 契約金額50万円未満及び単価契約の工事はこの要領によらないことができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日決裁）

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日決裁）

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 9 条関係)

年 月 日

様

検査権者

検 査 命 令 書

下記の工事の検査員を命じます。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 受注者名
- 4 検査予定日

様式第2号(第10条関係)

検査結果指示書

年 月 日

受注者 様

検査員 氏名 印

年 月 日検査の結果、下記のとおり指示します。

契約番号			
工事名			
工事場所			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	請負金額	円
受注者側 立会人氏名		発注者側 立会人氏名	
指示内容			
修補期限	年 月 日		

監督権者 様

上記のとおり受注者に指示したので、完了確認検査をお願いします。

なお、確認検査後は、別添「軽微な修補完了確認報告書」により報告願います。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

検査権者様

監督権者

軽微な修補完了確認報告書

このことについて、下記のとおり確認しました。

記

1 契 約 番 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 発 注 者 名

5 修 補 期 限 年 月 日

6 修補完了年月日 年 月 日

7 修補検査年月日 年 月 日

8 確 認 検 査 者 名

(注) 修補前後の写真を添付のこと

様式第4号（第10条関係）

修補改造命令書

契約番号	
工 事 名	
工 事 場 所	
修 補 改 善 事 項	
修補改造期 限	年 月 日
上記のとおり修補改造を命じる。 年 月 日 受注者 様 検査権者 印	

- (注) 1 修補改造工事完了したときは、修補改造完了届（様式8号）を提出し、検査を受けること
- 2 修補改造完了届には工事写真（修補前、破壊後、修補中、同完成）を添付すること

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

様

検査権者

検査立会命令書

下記の契約の検査立会員を命じます。

記

1 契約番号

2 工事名

3 受注者名

4 検査予定日

様式第6号（第14条関係）

	部長	次長	課長	係長	担当

年 月 日

検査権者 様

検査員

工事 完 成 検査結果報告書
(修補改造)
出来形
中 間

命により、 年 月 日 契約番号
を検査しましたから、別紙のとおり報告します。

件名

記

- 1 検査調書
- 2 検査結果通知書
- 3 修補指示の有無 有 ・ 無
- 4 工事成績評定表 有 ・ 無
- 5 工事成績評定結果通知書
- 6 その他資料

様式第7号(第15条関係)

検査結果通知書

年 月 日

受注者 様

各務原市 検査権者

下記工事の 完 成 検査結果について、通知します。
出来形

契 約 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	自	年 月 日
	至	年 月 日
監 督 員		
現場代理人		
検査年月日		
検 査 員		
検 査 結 果		
不完全な給付の内容		

(注)検査結果欄には、完成調査は合格又は不合格を、出来形検査は出来形〇〇%確認と記入する。

様式第8号（第16条関係）

修補改造完了届

年 月 日

監督権者 様

受注者 住所
氏名

このことについて、修補改造を完了しました。

記

1 契 約 番 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 請 負 金 額 円

5 修補改造年月日 年 月 日

6 修補改造完了年月日 年 月 日

7 修補改造の内容

様式第9号（第17条関係）

検 査 調 書

年	月	日	検査	
検査担当部課名				
契約番号				
契約件名				
契約相手方				
契約金額		円		
今回検査相当額		円		
契約履行期間		年 月 日から 年 月 日まで		
給付を完了した旨の通知を受けた日		年 月 日		
検査意見				

検査員氏名

⑩

監督員等氏名

⑩

部長	次長	課長	係長等

検査立会員氏名

⑩

契約担当処理欄

部長	次長	課長	係長等